

病児・病後児保育施設のご案内

～ ご存じですか？病児・病後児保育施設のこと ～

病児・病後児保育施設とは、保育園や幼稚園等を利用しているお子様が病気やケガで通園できない場合に、一時的にお預かりする施設です。

病児保育施設・・・病気やケガをされているお子様が利用します。

(回復期のお子様も利用することができます。)



病後児保育施設・・・病気やケガの回復期にあるお子様が利用します。

相模原市には、病児保育施設が2施設、病後児保育施設が1施設あります。(裏面参照)

◎ご利用できるお子様について

原則、保育園や幼稚園等を利用している生後6か月以上のお子様がご利用できます。また、施設が受入れ可能な場合は、保育園や幼稚園等を利用していない10歳未満のお子様もご利用できます。

施設の空き状況やお子様の健康状態等によっては、ご利用できない場合もあります。

◎利用料金について

保育料:日額2,000円

⇒住民税の非課税世帯等を対象に保育料を減免する制度もあります。

給食費:日額350円 (給食を提供した場合)

利用連絡票発行手数料*:1件1,600円

⇒市内在住のお子様の場合は、700円が助成されます。

※施設を利用するには、医療機関を受診し、利用連絡票を発行してもらう必要があります。

利用連絡票は、施設のホームページからダウンロードできます。

◎ご利用までの手順について

1 事前の登録 (病児保育施設のみ)

予め、利用に向けて事前登録(郵送可)を行います。(年度ごとに更新登録が必要)

発熱・怪我

2 受入状況の確認

利用を希望する施設へ、受け入れ可能状況を確認します。また、利用連絡票の用紙を準備します。



3 医療機関の受診

(かかりつけ医等へ受診) 医療機関を受診し、利用連絡票の発行を依頼します。



4 施設の利用予約

(施設への連絡)

施設の利用予約を行い、薬や着替え等必要な持ち物を用意します。



利用連絡票が発行されても、

施設の空き状況やお子様の健康状態等により

利用できない場合もありますのでご注意ください。(利用連絡票の提出)

5 施設の利用

利用連絡票を提出し、施設を利用します。



病状が悪化した場合は、お迎えをお願いする場合があります。

